

佐賀県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成二十一年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成二十一年四月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人未来  
所在地 三養基郡みやき町西島二七二〇番地一
- 三 事業所の名称及び所在地  
名称 特別養護老人ホーム花のみね弐番館  
所在地 三養基郡みやき町中津隈五九一九番地